

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第十号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第二項中「、労働者災害補償保険料及び保証料」を「及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」に改める。

附 則

（施行期日）

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の埼玉県病院事業財務規程の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。